

別表（第7条関係）

金井東部地区コミュニティセンター使用料

（単位：円）

利用区分 室名	各室使用料				冷暖房使用料			
	午前	午後	全日	夜間	午前	午後	全日	夜間
会議室	600	800	1,400	1,000	500	500	1,000	500
小会議室	600	800	1,400	1,000	500	500	1,000	500
娯楽室	300	400	700	500	300	300	600	300
研修室	600	800	1,400	1,000	500	500	1,000	500
調理実習室	600	800	1,400	1,000	500	500	1,000	500
多目的ホール	2,500	3,000	5,500	4,000	2,000	2,000	4,000	2,000

- 1 上記の全日とは午前9時から午後5時まで、午前とは午前9時から正午まで、午後とは午後1時から午後5時まで、夜間とは午後6時から午後10時までとする。
- 2 営利又は営業上の目的で利用する場合の使用料は、定額使用料の2倍とする（冷暖房料を含む。）。ただし、展示会等で直接商取引を行わないことを目的とする場合は、1.5倍とする。
- 3 営利を目的としないが入場料を徴し、又は有償の会員券を発行して利用する場合の使用料は、定額の1.5倍とする。
- 4 この表に定めのないものについては、市長が別に定める。